

議員提出議案第10号

宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例の制定について

宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年)9月3日提出

宝塚市議会議長 北野聡子様

(提出者)

宝塚市議会議員 中野正

同 三宅浩二

同 藤岡和枝

宝塚市条例第 号

宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、宝塚市環境基本条例(平成8年条例第23号)第7条の規定に基づき、給餌によるカラス被害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内(以下「市内」という。)に居住する者、市内に滞在する者(市内を通過する者を含む。)及び市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (2) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること(餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが餌を食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。)を継続し、又は反復して行う行為をいう。
- (3) カラス被害 給餌を目当てに集散するカラスによる次のいずれかのものにより、当該給餌が行われた場所の周辺地域において、市民等の身体、財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であって、複数の市民等から市長に対する苦情の申出等により、市民等の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる状態をいう。

ア 給餌を目当てに集散するカラスの鳴き声その他の音

イ 給餌を目当てに集散するカラスのふん尿その他の汚物が放置された状態又はそれらから発生する臭気

ウ 給餌を目当てに集散するカラスの羽毛の飛散

エ 給餌を目当てに集散するカラスの攻撃、威嚇及び破壊行為

(市の責務)

第3条 市は、市民等の理解と協力の下、この条例の目的を達成するために必要な施策(以下「施策」という。)を推進しなければならない。

2 市は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について市民等から申出を受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(給餌によるカラス被害の禁止)

第5条 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

(回収義務)

第6条 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をした者は、給餌による餌を速やかに回収しなければならない。

2 前項の場合において、当該給餌をした者が明らかでない場合であって、他に給餌による餌又は餌の残さを回収すべき者がいないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有する者は、速やかにこれの回収に努めなければならない。

(立入調査等)

第7条 市長は、第5条又は前条第1項の規定に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員にその事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 関係人は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解釈してはならない。

(勧告)

第8条 市長は、第5条又は第6条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めてその違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対しその旨を通知し、かつ、その者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(罰則)

第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由なく第7条の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行った者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。